

令和6年第4回七飯町議会定例会発議案関係資料

◎条例の概要及び新旧対照表

- 資料1 七飯町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の概要
(発議案第12号) 1
- 資料2 七飯町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表(発議案第12号)・2～6

七飯町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

令和6年6月7日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）が改正されます。

上記法改正に対応するため、七飯町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）の第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める改正を行うほか関係条文の整備が必要であることから、一部改正を行うものです。

2 改正内容

法第2条第8項以降が1項ずつ繰り下がることに伴い、法引用条項を改めるほか、所要の整備を行います。

3 施行期日

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項並びに第48条の改正規定は公布の日から施行する。

七飯町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後								
<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報という。</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 103 965 1355">第12条第1項 (略)</td> <td data-bbox="798 1355 965 1516">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1355 965 1516">～第30条</td> <td data-bbox="798 1516 965 1516"></td> </tr> </table>	第12条第1項 (略)	(略)	～第30条		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 1113 965 1355">第12条第1項 (略)</td> <td data-bbox="798 1355 965 1516">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1355 965 1516">～第30条</td> <td data-bbox="798 1516 965 1516"></td> </tr> </table>	第12条第1項 (略)	(略)	～第30条	
第12条第1項 (略)	(略)								
～第30条									
第12条第1項 (略)	(略)								
～第30条									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="965 103 1080 1355">第38条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により</td> <td data-bbox="965 1355 1080 1516">第12条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により</td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 1355 1080 1516">第1号</td> <td data-bbox="965 1516 1080 1516">第1号</td> </tr> </table>	第38条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により	第12条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により	第1号	第1号	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="965 1113 1080 1355">第38条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により</td> <td data-bbox="965 1355 1080 1516">第12条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により</td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 1355 1080 1516">第1号</td> <td data-bbox="965 1516 1080 1516">第1号</td> </tr> </table>	第38条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により	第12条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により	第1号	第1号
第38条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により	第12条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により								
第1号	第1号								
第38条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により	第12条第1項又は第12条第1項及び第2項の規定により								
第1号	第1号								

改 正 前		改 正 後	
<p>第38条第1項 第2号</p>	<p>第38条第1項(略)</p>	<p>第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき</p>	<p>第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき</p>
<p>第38条第1項 第2号</p>	<p>(略)</p>	<p>第38条第1項(略)</p>	<p>(略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第13条～第16条(略)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿上「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>イ～キ(略)</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>第19条～第26条(略)</p> <p>第27条(略)</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以</p>	<p>第13条～第16条(略)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>イ～キ(略)</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>第19条～第26条(略)</p> <p>第27条(略)</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以</p>

改 正 前	改 正 後
<p>下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第28条～第30条 (略)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第33条～第37条 (略)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。</p>	<p>下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第28条～第30条 (略)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第33条～第37条 (略)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 (略)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があるとき、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求め、その補正を定めることができる。</p> <p>第40条～第46条 (略)</p> <p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためそこから特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をするのできるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第49条～第57条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があるとき、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を定めることができる。</p> <p>第40条～第46条 (略)</p> <p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためそこから特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をするのできるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他の開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第49条～第57条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p>